

第 1 0 回足立区選挙管理委員会定例会

- 1 日 時 令和6年5月15日（水）10時00分
 - 2 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
 - 3 議 案 第17号議案 選挙人名簿登録者の抹消について
第18号議案 在外選挙人名簿の登録について
第19号議案 足立区選挙管理委員会情報公開規程の一部改正について
第20号議案 主権者教育の実施方針について
 - 4 報 告 報告第17号 会議等の日程について
 - 5 その他
-

第17号議案 選挙人名簿登録者の抹消について

資料1ページ

第18号議案 在外選挙人名簿の登録について

資料2～3ページ

第19号議案 足立区選挙管理委員会情報公開規程の一部改正について

資料4～9ページ

第20号議案 主権者教育の実施方針について

資料10～13ページ

報告第17号 会議等の日程について

資料14～15ページ

その他

選挙人名簿登録者の抹消について

当区の選挙人名簿登録者であった者が、死亡及び他の区市町村に転出し4か月経過した者は公職選挙法第28条の規定により、選挙人名簿から抹消しなければならない。4月末日現在で4か月を経過する等、抹消者については次のとおりとする。

事 項	男	女	計
4月1日現在の登録者数	283,751	283,988	567,739
4月1日から4月30日までの抹消者数	1,424	1,176	2,600
5月1日現在の登録者数	282,327	282,812	565,139

抹消者数表

月 分	種 別	男	女	計
12月	4箇月抹消	1,037	886	1,923
4月	死亡	385	290	675
	国籍離脱 その他	2	0	2
合計		1,424	1,176	2,600

※ 国籍離脱・その他の内訳は、在外選挙人名簿への登録移転者2名である。

(備考) 令和6年5月1日現在名簿登載者数

男： 282,327名

女： 282,812名

計： 565,139名

在外選挙人名簿の登録について

在外選挙人名簿への登録について、以下のとおり行う

事 項		男	女	計
5 月 1 日現在の登録者数		189	267	456
5 月 2 日から 5 月 1 5 日までの抹消者数		0	0	0
今 回 の 登録者数	最終住所によるもの	0	1	1
	本 籍 に よ る も の	0	0	0
今回の登録移転者数		0	0	0
5 月 1 5 日現在の登録者数		189	268	457

登録：フランス 1 名

国別一覧 3 ページ

第18号議案資料

(参考) 国別・男女別在外選挙人名簿登録者数

令和6年5月15日現在

国名等	男	女	男女計
アメリカ合衆国	41	72	113
ドイツ	11	23	34
大韓民国	6	25	31
オーストラリア	7	18	25
タイ	15	6	21
フランス	7	14	21
英国(イギリス)	6	15	21
ブラジル	10	6	16
中華人民共和国	7	9	16
カナダ	1	15	16
シンガポール	7	7	14
フィリピン	9	3	12
台湾	7	3	10
オランダ	2	6	8
スイス	1	6	7
イタリア		6	6
マレーシア	3	2	5
インドネシア	2	3	5
ロシア	4		4
アラブ首長国連邦	3	1	4
エクアドル	2	1	3
ガボン	2	1	3
トルコ	1	2	3
メキシコ		3	3
フィジー	2		2
ブルガリア	2		2
ベトナム	2		2
アルゼンチン	1	1	2
オーストリア	1	1	2
ガーナ	1	1	2
チュニジア	1	1	2
ニュージーランド	1	1	2
パキスタン	1	1	2
パラグアイ	1	1	2
ベルギー	1	1	2
ミャンマー	1	1	2
リトアニア	1	1	2
イスラエル	1		1
ウルグアイ	1		1
オマーン	1		1
カンボジア	1		1
ギニア	1		1
コロンビア	1		1
サウジアラビア	1		1
チェコ	1		1
チリ	1		1
パラオ	1		1
バングラデシュ	1		1
ベナン	1		1
ベラルーシ	1		1
マダガスカル	1		1
南アフリカ共和国	1		1
モーリタニア	1		1
モンゴル	1		1
ルクセンブルク	1		1
レバノン	1		1
アイルランド		1	1
エストニア		1	1
ギリシャ		1	1
スウェーデン		1	1
スペイン		1	1
スリランカ		1	1
ドミニカ共和国		1	1
ポーランド		1	1
ポルトガル		1	1
マラウイ		1	1
ヨルダン		1	1
	189	268	457

足立区選挙管理委員会情報公開規程の一部改正について

令和6年5月1日に足立区情報公開条例施行規則が改正したことに伴い、下記のとおり規程を一部改正する。

改正前	改正後
○足立区選挙管理委員会情報公開規程 平成13年4月2日選挙管理委員会告示第14号 改正 平成17年1月14日選挙管理委員会告示第4号 平成22年4月1日選挙管理委員会告示第11号 平成26年4月1日選挙管理委員会告示第24号 平成26年4月17日選挙管理委員会告示第27号 平成28年4月1日選挙管理委員会告示第8号 令和5年4月1日選挙管理委員会告示第7号	○足立区選挙管理委員会情報公開規程 平成13年4月2日選挙管理委員会告示第14号 改正 平成17年1月14日選挙管理委員会告示第4号 平成22年4月1日選挙管理委員会告示第11号 平成26年4月1日選挙管理委員会告示第24号 平成26年4月17日選挙管理委員会告示第27号 平成28年4月1日選挙管理委員会告示第8号 令和5年4月1日選挙管理委員会告示第7号 令和6年5月15日選挙管理委員会告示第 号
足立区選挙管理委員会情報公開規程 足立区選挙管理委員会の管理する公文書公開規程の全部を次のように改める。 (目的) 第1条 この規程は、足立区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する区政情報について足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (区政情報開示請求書の提出) 第2条 条例第7条の規定に基づき、区政情報の開示を請求しようとするものは、区政情報開示請求書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、請求者は、障がい、疾病その他の事情により、前項の区政情報開示請求書を提出することができない場合には、委員会に	足立区選挙管理委員会情報公開規程 足立区選挙管理委員会の管理する公文書公開規程の全部を次のように改める。 (目的) 第1条 この規程は、足立区選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が管理する区政情報について足立区情報公開条例（平成12年足立区条例第91号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。 (区政情報開示請求書の提出) 第2条 条例第7条の規定に基づき、区政情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をしようとする者（以下「請求者」という。）は、区政情報開示請求書（第1号様式）を委員会に提出しなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、請求者は、障がい、疾病その他の事情により、前項の区政情報開示請求書を提出することができない場合には、委員会に

改正前	改正後
	対し、条例第7条第1項各号に掲げる事項を口頭により申し出ることができ、この場合において、委員会は、その申出の内容を区政情報開示請求書に録取し、これを請求者に読み聞かせて誤りのないことを確認しなければならない。 (電子情報処理組織による申請等) 第2条の2 前条に規定する区政情報の開示請求については、足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年足立区条例第49号)第3条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。 2 前項の場合においては、足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成17年足立区規則第2号)第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」及び「区長等」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。 (開示請求の却下) 第2条の3 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示請求を却下することができる。 (1) 当該開示請求の目的が開示の実施以外であることが明らかに認められるとき。 (2) 請求者が当該開示請求より前に開示請求を行い、正当な理由なく条例第13条第2項が定める期間内に開示を受けず、かつ、当該開示の実施に要する費用の納付をしないことを繰り返したとき。 (3) 請求者に開示の実施を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。 (4) 請求者が当該開示請求の手続又は当該開示請求より前に行われた開示請求の手続若しくは開示の実施において、不適正な行為を繰り返したとき。 (5) 請求者が同一文書の開示請求を正当な理由なく繰り返したとき。 2 前項の規定による開示請求の却下は、条例第11条第1項に規定する全部不開示の決定により行う。

改正前	改正後
(電子情報処理組織による申請等) 第2条の2 前条に規定する区政情報の開示請求については、足立区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年足立区条例第49号）第3条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。 2 前項の場合においては、<u>足立区長に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>（平成17年足立区規則第2号）第4条の規定を準用する。この場合において、同条中「区長」及び「区長等」とあるのは「委員会」と読み替えるものとする。 (区政情報開示の決定の通知) 第3条 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部開示及び一部開示の決定については、区政情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。 2 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部不開示、不存在及び存否応答拒否の決定については、区政情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。 3 条例第11条第3項の規定により決定期間の延長をする場合は、区政情報開示等決定期間延長通知書（第4号様式）に延長の理由を具体的に記載し、速やかに請求者に通知するものとする。 4 条例第11条第6項の規定による通知は、区政情報開示等決定期間特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。	(開示請求の却下の報告) 第2条の4 前条第1項の規定による開示請求の却下を行った場合には、足立区情報公開・個人情報保護審議会条例（平成9年足立区条例第31号）第1条に規定する足立区情報公開・個人情報保護審議会に報告するものとする。 (区政情報開示の決定の通知) 第3条 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部開示及び一部開示の決定については、区政情報開示決定通知書（第2号様式）により行うものとする。 2 条例第11条第2項の規定による通知のうち、全部不開示、不存在及び存否応答拒否の決定については、区政情報の開示をしない旨の決定通知書（第3号様式）により行うものとする。 3 条例第11条第3項の規定により決定期間の延長をする場合は、区政情報開示等決定期間延長通知書（第4号様式）に延長の理由を具体的に記載し、速やかに請求者に通知するものとする。 4 条例第11条第6項の規定による通知は、区政情報開示等決定期間特例延長通知書（第5号様式）により行うものとする。

改正前	改正後
(区政情報の閲覧等) 第4条 委員会は、条例第11条第1項の規定に基づき区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければなら ない。 2 区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に取り扱い、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。 3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、区政情報の閲覧等の中止を命ずることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第5条 条例第12条第1項に規定する委員会が定める事項は、当該区政情報の作成年月日、区以外のものに関する情報の内容その他必要な事項とする。 2 委員会は、条例第12条第1項の規定により区以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、区政情報開示請求に係る意見照会書（第6号様式）により行い、意見書の提出は、区政情報開示等決定に関する意見書（第7号様式）により行うものとする。 3 委員会は、条例第12条第2項の規定により開示に反対の意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の開示決定をしたときは、直ちに反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書（第8号様式）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。 (区政情報の写しの交付部数) 第6条 条例第13条第1項の規定による写しの交付により区政情報の開示を行う場合は、交付部数は1件の請求につき1部とする。 (電磁的記録の開示方法) 第7条 条例第13条の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。 2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は	(区政情報の閲覧等) 第4条 委員会は、条例第11条第1項の規定に基づき区政情報の開示を決定したときは、速やかに請求者に対し当該区政情報の開示をしなければなら ない。 2 区政情報の閲覧等をする者は、当該区政情報を丁寧に取り扱い、それを改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。 3 委員会は、前項の規定に違反する者に対し、区政情報の閲覧等の中止を命ずることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第5条 条例第12条第1項に規定する委員会が定める事項は、当該区政情報の作成年月日、区以外のものに関する情報の内容その他必要な事項とする。 2 委員会は、条例第12条第1項の規定により区以外のものに意見書を提出する機会を与える場合は、区政情報開示請求に係る意見照会書（第6号様式）により行い、意見書の提出は、区政情報開示等決定に関する意見書（第7号様式）により行うものとする。 3 委員会は、条例第12条第2項の規定により開示に反対の意見書が提出された場合において、条例第11条第1項の開示決定をしたときは、直ちに反対意見書に係る区政情報の開示等決定通知書（第8号様式）により反対意見書を提出した第三者に通知するものとする。 (区政情報の写しの交付部数) 第6条 条例第13条第1項の規定による写しの交付により区政情報の開示を行う場合は、交付部数は1件の請求につき1部とする。 (電磁的記録の開示方法) 第7条 条例第13条の規定による電磁的記録（ビデオテープ及び録音テープを除く。以下次項において同じ。）の開示は、当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付により行う。 2 前項の規定にかかわらず、電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又はフロッピーディスク、光ディスク若しくはその他の電磁的記録媒体に複写したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は

改正前	改正後
複写したものの交付により開示を行うことができる。 3 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。 (区政情報の開示の実施に要する費用の負担) 第8条 条例第14条第1項ただし書又は第2項の規定による区政情報の開示の実施に要する費用の額は、別表のとおりとする。 2 請求者は、区政情報の開示の実施に要する費用を前納しなければならない。 い。 (追加)	複写したものの交付により開示を行うことができる。 3 電磁的記録がビデオテープ又は録音テープであるときは、当該電磁的記録の開示は、視聴により行う。 (区政情報の開示の実施に要する費用の負担) 第8条 条例第14条第1項ただし書又は第2項の規定による区政情報の開示の実施に要する費用の額は、別表のとおりとする。 2 請求者は、区政情報の開示の実施に要する費用を前納しなければならない。 い。 (公表情報) 第9条 条例第19条第1項の規定に基づき公表する情報は、次に掲げるものとする。ただし、同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。 (1) 委員会の会議録 (2) 委員会の附属機関又はこれに類するもので委員会が定めるもの(以下「附属機関等」という。)の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料 (3) 委員会が定める委員会の主要事業の進行状況 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が別に定める事項 (委任)
第9条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 付 則 この規程は、平成13年4月2日から施行する。 付 則 (平成17年1月14日選管告示第4号) この規程は、平成17年1月25日から施行する。 付 則 (平成26年4月1日選管告示第24号) この規程は、平成26年4月1日より施行する。 付 則 (令和5年4月1日選管告示第7号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。	第10条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。 付 則 この規程は、平成13年4月2日から施行する。 付 則 (平成17年1月14日選管告示第4号) この規程は、平成17年1月25日から施行する。 付 則 (平成26年4月1日選管告示第24号) この規程は、平成26年4月1日より施行する。 付 則 (令和5年4月1日選管告示第7号) この規程は、令和5年4月1日から施行する。 付 則 (令和6年5月15日選管告示第 号) この規程は、決定の日から施行する。

改正前

別表（第8条関係）

区分	単位	金額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円
複写機により作成した写しの交付	A3判以下のもの カラーコピー	10円 50円
電磁的記録を印刷物として出力したもの	A3判以下のもの	10円
CD-Rに複写したもの	1枚	100円
USBメモリーに複写したもの	1個	1,000円
写しの郵送に要する費用	実費相当額	

備考

- 1 A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とする。
 - 2 用紙の規格は、日本産業規格による。
- 第1号様式（第2条関係）

改正後

別表（第8条関係）

区分	単位	金額
閲覧用の写しの作成又は被覆処理に要する費用	1面	10円
複写機により作成した写しの交付	A3判以下のもの カラーコピー	10円 50円
電磁的記録を印刷物として出力したもの	A3判以下のもの	10円
CD-Rに複写したもの	1枚	100円
USBメモリーに複写したもの	1個	1,000円
写しの郵送に要する費用	実費相当額	

備考

- 1 A3判を超えるものの写しについては、A3判に換算した枚数分の金額とする。
 - 2 用紙の規格は、日本産業規格による。
- 第1号様式（第2条関係）

選挙管理委員

- 目標設定・活動計画策定
- 指導・助言・評価

主権者教育推進員

- 学校向け指導案の作成・提供
- 社会科（公民）授業への支援・助言
- 主権者教育授業への助言
- 若者グループ・主権者サークルへの支援・助言

選挙管理委員会事務局

- 明るい選挙推進活動
- 庁内・学校との連絡・調整・助言
- 常時啓発（学園祭・区民まつり）
- 若者グループ・主権者サークルへの支援・助言

- 出前授業
- 職場体験
- インターンシップ
- 常時啓発（地域学習センター）

主権者教育の体系と課題（検討素材）

対象	小学校	中学校	高等学校
	6年生	全学年	全学年
テーマ	投票を体験する	政治的リテラシーを養う	投票に向けた実践力を培う
	授業で学んだ「国民主権」を踏まえ、自らが主権者として選挙権行使することを体験する	「社会に参加し、自ら考え、自ら判断し、参政権を行使できる主権者」になるために、候補者（または政党等）が発信する情報を収集し、その情報を読み解き、考察し、判断する政治的リテラシーを養う	有権者となり、またはなることが間近となる高校生に対して、投票に向けての実践的な体験（候補者を選び、投票行動）を通して、実際の投票行動に繋げる
形態	出前授業＋模擬選挙	ワークショップ＋模擬投票	出前授業＋模擬選挙
実施主体	選管職員＋教員	教員＋推進員	選管職員
	・2コマで実施 ・選挙に関する講話 ・候補者による演説を聞いた後、投票票する	・3～4コマ程度の授業で実施 ・実際の選挙公報を使用する	・2コマで実施 ・選挙に関する講話 ・候補者による演説を聞いた後、投票票する ・実際の投票環境を再現し、投票してもらう
メニュー	・出前授業では、小学生向けのパワポ必要 → 亀田小学校で使ったパワポのブラッシュアップ ・候補者の選定は重要。どれだけ児童を引き付けられるかにかかる ・大学側の行事（単位認定試験等）により、実施できる時期が限られる場合がある	・政治的中立の立場？から校長の了解が得られないことがある ・山田推進員の取組みを「足立スタンダード」として普及させる ・教員の授業力のアップ（社会科教員が力をつけないと回せない） ・授業計画の中に、位置付けること	・1校の実施に、約3か月程度の準備期間が必要。年間に実施できる学校数が限られる ・学生のサークル活動のため、ファシリテーターの必要数の確保が課題。大規模校では対応できないこともありうる ・大学側の行事（単位認定試験等）により、実施できる時期が限られる場合がある
課題	・出前授業では、小学生向けのパワポ必要 → 亀田小学校で使ったパワポのブラッシュアップ ・候補者の選定は重要。どれだけ児童を引き付けられるかにかかる ・大学側の行事（単位認定試験等）により、実施できる時期が限られる場合がある	・政治的中立の立場？から校長の了解が得られないことがある ・山田推進員の取組みを「足立スタンダード」として普及させる ・教員の授業力のアップ（社会科教員が力をつけないと回せない） ・授業計画の中に、位置付けること	・1校の実施に、約3か月程度の準備期間が必要。年間に実施できる学校数が限られる ・学生のサークル活動のため、ファシリテーターの必要数の確保が課題。大規模校では対応できないこともありうる ・大学側の行事（単位認定試験等）により、実施できる時期が限られる場合がある

※ 模擬投票を実施する場合、選挙器材、投票用紙等は選挙管理委員会が用意する。

※ 実際の投票環境を再現するため、投票管理者・投票立会人の「役」を明るい選挙推進委員をお願いする。

選挙管理委員会主権者教育事業アンケート

学校名 _____ 中学校

ご担当 _____

連絡先 _____

選挙管理委員会事務局（以下、選管事務局）では、投票率向上のための主権者教育の拡充を目標に掲げ、出前授業や生徒会選挙支援、職場体験（インターンシップ）の受入れを進めています。令和6年度の主権者教育事業実施にあたり、貴校のご要望を伺います。

1 出前授業の受入れについて

出前授業については、選管事務局が行う模擬選挙、大学生（Vote at Chuo!）が行う模擬選挙、主権者教育推進員が行う講話・模擬選挙があります。

（1）出前授業の希望はありますか

ア 希望する イ 希望しない

（2）（1）で「希望する」を選択された方に伺います。実施主体はどれを希望しますか。

ア 選管事務局の模擬選挙 イ 大学生の模擬選挙 ウ 主権者教育推進員の講話

〔実施主体ごとの説明〕

ア 「選管事務局が行う模擬選挙」は、選挙についての講話と、架空の自治体の空き地利用について、候補者の演説を聞いて投票する模擬選挙のパッケージです。機材は実際の選挙で使用する投票箱などを使用します。

イ 「大学生が行う模擬選挙」は、中央大学の主権者教育サークル（Vote at Chuo!）の協力を得て、生徒に年齢の近い大学生が実施するもので、令和5年度に第一中学校で実施しました。環境などテーマに合わせて、学生が演説し、ディスカッションを行い、選択した候補者に投票、開票までが一連の流れです。機材は、選管事務局同様に実際の機材を使用します。

ウ 「主権者教育推進員の講話」は、区立中学校の社会科の授業で行っていた授業、指導案をもとに、講話や模擬選挙を行うものです。子ども達の学習の状況に合わせて、実際の選挙公報なども使って、講話、模擬選挙を行うことが出来ます。貴校の要望に細かく対応することが可能で、指導案を提供、サポートすることも可能です。

（3）希望する時期はいつ頃ですか。

_____ 月頃

2 生徒会選挙への支援（選挙物品の貸出）について

（1）貴校の生徒会選挙で、実際の選挙で使用している投票箱などの利用を希望しますか。

ア 希望する イ 希望しない

（2）（1）で「希望する」を選択された方に伺います。時期はいつ頃ですか。

_____月頃

3 職場体験（インターンシップ）の受入れについて

（1）2年生の職場体験先として、選管事務局を希望しますか。受入れ可能人数は、2～8名です。

ア 希望する イ 希望しない

（2）（1）で「希望する」を選択された方に伺います。時期はいつ頃ですか。

_____月頃

ご協力ありがとうございました。受入れのご希望をいただいた学校には、選管事務局から改めてご連絡させていただきます。

選挙管理委員会事務局

03-3880-5581

月日・(曜日)	時 間	事 項	会 場	出席者
5月30日(木)	午前10時30分 (午前9時10分集合)	全選連理事会・定期総会	文京シビックホール	全委員
5月31日(金)	午前10時 (午前8時30分集合)	全選連選挙事務研究会	銀座プロッサム	全委員
6月3日(月)	午前10時	第11回定例会	1202会議室	全委員
6月17日(月)	午前10時	第12回定例会	1202会議室	全委員
6月19日(水)	午前10時	第1回臨時会 (【都知事】選挙人名簿選挙時登録)	選挙管理委員長室	全委員
6月20日(木)	午後6時	第2回臨時会 (【都知事】氏名等揭示順序のくじ)	1202会議室	全委員
6月27日(木)	午前10時	第3回臨時会 (【都議補】選挙人名簿選挙時登録)	選挙管理委員長室	全委員
6月28日(金)	午前8時30分 (午前8時集合)	【都議補】立候補届出受付	庁舎ホール	全委員
	午後6時	第4回臨時会 (【都議補】氏名等揭示・選挙公報掲載順序のくじ)	1203会議室	
7月1日(月)	午前9時	第13回定例会	1203会議室	全委員
	午前10時	開票班長等打ち合わせ会	庁舎ホール	
	午後1時30分	投票管理者・主任・副主任打ち合わせ会		
7月4日(木)	午後6時	第5回臨時会 (開票(選挙)立会人選任のくじ)	1203会議室	全委員
7月7日(日)	午後8時50分	開票(選挙会)	総合スポーツセンター	全委員
7月10日(水)	午後1時30分	区内警察署挨拶回り	4警察署	委員長

※手例会・臨時会は、開始15分前までに委員長室にお集まりください。
 ※中止または出席がなくなった事業等は、取り消し線でお示ししています。

月日（曜日）	時 間	事 項	会 場	出席者
7月16日（火）	午前10時	第14回定例会	1203会議室	全委員
8月1日（木）	午前10時	第15回定例会	選挙管理委員長室	全委員
8月15日（木）	午前10時	第16回定例会	選挙管理委員長室	全委員
9月2日（月）	午前10時	第17回定例会	選挙管理委員長室	全委員
9月17日（火）	午前10時	第18回定例会	選挙管理委員長室	全委員